令和８年（フ）第７４８号
川崎市中原区新丸子東２丁目896番地　レジデンスＭＩＹＡＮＯ　403
債務者　松本佳代子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２７０号
山梨県甲府市上石田２丁目30番38号　グランヴィ上石田117号室、前住所山梨県甲府市池田３丁目５番３号　ヴェルコープ小田切203号
債務者　真戸原正人
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７１号
山梨県甲府市上石田２丁目30番38号　グランヴィ上石田117号室、前住所山梨県甲府市池田３丁目５番３号　ヴェルコープ小田切203号
債務者　真戸原美保
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５１号
岐阜県各務原市川島松原町345番地　（グレースシノキ７　202）、前住所岐阜県各務原市蘇原旭町３丁目42番地１　（旭ケ丘住宅Ａ棟312）
債務者　廣瀬　歳春（旧姓　野田）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３１２号
岐阜県関市山田383番地３
債務者　池田　健司
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３３８号
岐阜県本巣市上真桑625番地18
債務者　浦田　　巖
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５５５号
静岡市駿河区西脇1041番地の５
債務者　稲葉　圭亮
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７６号
静岡県富士市江尾78番地の５
債務者　吉川　美春（旧姓川口）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第５０９号
兵庫県加古川市野口町古大内498番地の１　ファイングランディール201号、従前の住所　兵庫県加古川市野口町二屋270番地の23
債務者　高野　朋恵
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５１５号
兵庫県加古川市尾上町旭３丁目39番地の２　サンアート21尾上303号
債務者　山下　健太
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第７４号
山口県下関市中央町１番18号
債務者　中川工務店こと　中川　耕造
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
山口県下関市武久西原台２番18―301号　タウンズメッセⅡ
債務者　Ｓｙｌｐｈｙ－Ｓｔｙｌｅこと　口羽　裕高
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
山口県下関市菊川町大字上田部609番地３
債務者　掛山　理絵
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
愛媛県伊予市湊町366番地１
債務者　加藤　　悠
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０５号
鹿児島県姶良市加治木町木田4951番地１、前住所宮城県宮城郡利府町菅谷台１丁目26番地４
債務者　西村　咲紀
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目26番11号
債務者　田原　信隆
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係